

福岡市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第242条第3項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定により請求書及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表する。

平成13年5月31日

福岡市監査委員	浜田雅之
同	中原貢
同	穂屋下信吉
同	上野寛

[福岡市職員措置請求書]

平成13年(2001年)3月27日

福岡市監査委員 殿

	住所	氏名	職業
請求人代表	福岡市早良区早良6-3-26	児嶋研二	塾講師

他の請求人は別紙名簿記載の通り

福岡市長に対する措置についての住民監査請求書

(福岡市土木業者による入札談合に関する損害賠償請求権の行使請求)

第1 請求の要旨

- 1、 筈松第4ポンプ場築造工事をめぐる競争入札妨害罪(談合)に問われた松本組元副社長の曾我部真一被告は2月9日に開かれた公判の被告人質問の中で、「Aランク業者間で、福岡市発注の工事であたきあい(談合なしの入札)はあったか」と問われると「ない」と答えた。」と報道されている。(別紙事実証明書1)
- 2、 平成8年度から平成12年度までの福岡市長部局発注のAランク業者による土木工事で、今回の談合事件で入札停止処分を受けた24業者が入札参加業者の7割以上を占めて、これらの業者が落札した入札は、別紙事実証明書2、のとおり23件ある。その契約総額は111億6894万円(消費税込み)となっている。
- 3、 これらの入札は、曾我部被告の証言によるとすべて談合の結果であり、入札参加業者の間に公正な競争が確保されていたならば、すなわち談合がなければ落札金額は契約総額の10%は安くなっていたと見込まれる。(事実証明書3、横須賀市、日弁連作成の入札改革についてのデータ)

- 4、従って、福岡市は入札参加業者の談合という不法行為によって、損害を受けたから、談合に参加して各工事を落札した業者に対して契約額の10%、11億1639万円の損害賠償請求権を有している。
- 5、福岡市長がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条に基づき、別紙事実証明書を添え監査委員が福岡市長に対してその行使をするように勧告することを請求する。

第2、事実証明書

- 1、筥松第4ポンプ場築造工事をめぐる新聞記事
- 2、平成8年度から平成12年度までの入札結果表(23件分)
- 3、横須賀市、日弁連作成の入札改革についてのデータ
(以上、原文のまま記載。)

別紙請求人名簿(名簿記載の請求人8名の氏名等は省略)

別紙事実証明書(内容は省略)

[請求人に対する監査結果通知文]

福 監 査 第 8 7 号

平成13年5月25日

請求人代表 児 嶋 研 二 様

福岡市監査委員	浜 田 雅 之
同	中 原 貢
同	穂屋下 信 吉
同	上 野 寛

福岡市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)

平成13年3月27日付けで提出された標記の請求について、地方自治法第242条第3項の規定により監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要件

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認められた。

第2 監査の実施

本件請求にかかる23件工事のうち3件の工事「平成10年7月31日入札：都市基盤河川改修事業那珂川改修工事(第1工区)、平成10年10月27日入札：都市計画道路草香江唐人町線道路改良工事(その1)、平成10年12月1日入札：飯倉(原1・2丁目)地区下水道築造工事」については、自治法第199条の2の規定により、監

査委員上野 寛を除斥した。

1 監査対象事項

監査請求の趣旨は、請求書内容及び請求人の陳述内容から、

「筈松第4ポンプ場築造工事にかかる談合事件の公判の中で、『曾我部被告は、Aランク業者間で福岡市発注の工事でたたきあい（談合なしの入札）はあったか、と問われると、ない、と答えた。』と報道されている。

平成8年度から平成12年度のAランク業者による土木工事の入札において、前記談合事件により福岡市から入札停止処分を受けた24業者が7割以上入札に参加し、これらの業者が落札した工事が23件あり、その契約総額は111億6894万円になる。

曾我部被告の証言によると23件の工事の入札はすべて談合の結果である。

他市や他団体のデータから、談合がなければ落札金額が契約総額の10%は安くなっていたと見込まれる。

このため、福岡市は、談合という不法行為によって、損害を被っており、談合に参加して各工事を落札した業者に対して契約総額の10%、11億1689万円の損害賠償請求権を有している。

福岡市長がこの損害賠償請求権を行使しないことは、財産管理を不当に怠るものであり、市長に対して、この損害賠償請求権を行使するよう請求することとした。

したがって、本件請求人の請求については、福岡市長が談合により被った損害を落札業者に対し損害賠償の請求をしないことは、自治法第242条第1項に規定する「違法不当に財産の管理を怠る事実」に該当するかどうかについて、監査対象事項とした。

監査にあたっては、次の主な事項について実施した。

- (1) 請求にかかる23件工事の入札において、談合が行われていたか
- (2) 23件工事の契約において、契約総額のうち相当額が談合により損害を被ったと言えるか
- (3) 福岡市長は、23件工事の落札業者に対し損害賠償を請求する措置を講ずべきか

2 事情を聴取した職員

財政局長、環境局長、土木局長、下水道局長、港湾局長、中央区長、土地開発公社理事長並びに関係職員

3 関係人調査

23件工事の入札参加業者並びに(株)松本組元副社長曾我部 眞一氏（退職）及び河本建設(株)社長河本 有満氏

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成13年4月13日に請求人代表児嶋 研二氏から請求の趣旨を補足する文書が提出された。

第3 監査の結果

本件請求については、以下のとおり、理由がないものと認め、これを棄却する。

1 事実関係

監査した結果、確認した事実は次のとおりであった。

(1) 入札・契約手続きについて

請求にかかる２３件工事の入札・契約手続きは、自治法及び同法施行令並びに福岡市契約事務規程等に基づき行われていた。

なお、書類が福岡地方検察庁に押収されている工事については、事情聴取等により、確認した。

(2) 入札・契約の方法等について

ア 入札・契約方法

福岡市が発注する工事等の契約については、自治法第２３４条に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結することとなっており、本件請求にかかる２３件工事は、「入札・契約手続の改善に係る実施方針」に基づき公募型指名競争入札により行われていた。

公募型指名競争入札は、入札に参加できる者の要件（公募要件）を掲示し、これを満たす入札参加希望者を全員指名する方法で、３億円以上２４億３千万円（平成１２年４月１日から２５億円）未満の工事の契約について採用している。

なお、公募要件は、施工能力、受注機会の公平、地場業者（本社が福岡市内）への優先発注を考慮して決定する。

イ 入札結果

入札結果の状況は、別表のとおりである。

2 財政局及び下水道局等の発注局の説明

本件請求にかかる２３件工事の入札において、請求人が主張している事実に対する考えや工事物件の設計・積算、入札について、財政局及び下水道局等の発注局に事情聴取を行った。

(1) 財政局

ア 入札について

本件請求にかかる２３件工事の入札については公募型指名競争入札を採用している。

この公募型指名競争入札は、入札参加業者選定における発注者の恣意を排除する目的から、入札参加業者となるための公募要件を示し、入札参加申請をした業者がその要件を満たしている場合には必ず入札参加業者として指名し、談合を防止する目的から、入札当日まで、入札参加業者名は公表しない制度である。

なお、入札参加業者が公になるのは、落札決定後である。

手続としては、公募要件を競争入札指名審査委員会の審議に付し、公募の掲示を行い、参加希望者からの申請後、競争入札指名審査委員会で指名業者を審議し指名を行うものである。

(ア) 公募型指名競争入札の公募要件の決定について

公募要件の内容は、施工能力、手持ち工事の有無、受注状況、本店又は支店の所在地、その他福岡市指名基準を踏まえて、決定する。

(イ) 地場業者への優先発注の公募要件の設定について

地場業者への優先発注という公募要件の設定については書類の大半を福岡地方

検察庁に押収されており，すべての工事について確認できないが，確認できる6件の工事については，「本市に本店または支店を有すること」と要件設定したものの4件，「本市に本店を有すること」と要件設定したものの2件となっている。

(ウ) 公募型指名競争入札の発注予定情報について

公募型指名競争入札の当該年度発注予定情報は，平成7年度から財政局契約課内で閲覧方式により公表しているため誰でも知り得る。

イ 設計金額に関する情報管理について

設計金額については，6千万円以上の工事は財政課長まで，2億円以上は財政部長まで，5億円以上は財政局長まで知り得る。

なお，契約課長及び契約担当職員は，区役所で契約する以外の30万円以上（現在は250万円以上）のすべての工事について知り得る。

また，競争入札指名審査委員会の委員も3億円以上の工事については知り得る。

設計金額に関する情報管理については，契約課に持ち込まれた設計書はロッカーに保管し，他に漏れることがないようにしている。

ウ 落札価格が予定価格に近似していることについて

積算に必要な歩掛表等は公表されており，業者が工事の予定価格に近い金額を算定することは可能といわれており，本件請求にかかる23件工事についても予定価格に近い積算を行うことは可能と考えている。

エ 談合情報について

本件請求にかかる23件工事については，談合情報はなかった。

なお，平成12年12月4日に設置した「公共工事入札問題改革委員会」において，平成9年4月から平成12年10月末日までの3億円以上の本市発注工事について入札談合の調査を行っており，本件請求にかかる23件工事中，平成8年度発注の「香椎パークポート地区平成8年度13M水路築造工事（その1）」を除いた22件については，昨年12月に談合の有無を調査している。

その結果，すべての工事について全業者が談合を否定した。

(2) 発注局（代表：下水道局）

ア 設計・積算について

設計・積算については，当時の建設省の「標準歩掛り」，建設省，運輸省，農林水産省の3省が合同で設定した「労務単価」及び，本市において市場の実態調査を行い建設省，福岡県と調整した「資材単価」を用いて，適正価格を算定している。

(ア) 設計図書の公開について

「標準歩掛り」については，昭和58年度から一般販売され，公開されている。

また，「労務単価」と「資材単価」については，「土木工事設計材料単価表」として平成9年度から閲覧でき，貸し出しも行っており公開している。

イ 設計金額に関する情報管理について

設計書を作成した職員並びに起工伺いの決裁区分に応じて，決裁をした原局と財政局の職員が設計金額を知り得る。

情報の管理については，職員に対して再三にわたり厳しく指導している。

また，積算時は，関係者以外の方の部屋への立入は遠慮願っており，席をはずす

ときなど設計図書は保管に注意し、さらに工事台帳等の管理についても室外持ち出しを禁止するなど厳しい管理を行っている。

(ア) 設計委託業者に対する情報管理について

設計委託業務は、工法選定、施工計画図書の作成、工事数量計算書の作成等であり、関係するこれらの成果品等の資料は提出させている。

また、設計委託業者との契約書に「秘密の保持」について明記しており、厳しく指導している。

なお、工事費を算出する積算業務は、市職員が直接行っており、設計委託業者は発注工事の設計金額を知り得ない。

ウ 落札価格が予定価格に近似していることについて

設計積算に関する図書の公開が進み、適正な見積もりの算定が行われた結果と考える。

3 23件工事の落札業者(12業者)の説明

本件請求にかかる23件工事の落札業者に対して関係人調査として聴取を行った。

説明要旨は次のとおりである。

(1) 入札について

ア 利益率について

利益率については工事ごとに異なるが、およそ荒利で12～18%が目安となる。

荒利は、現場監督の力量に負うところが大きく、また、地下埋設工事等における危険負担の関係により高低の差が出てくる。

なお一般管理費についてはおよそ10%を見込んでおり、プラスが純利益となる。

工事によっては、責任施工により、危険負担で予定の荒利を確保できないことがある。

なお、荒利の算定において、支店業者は本支店経費を考慮する必要があるため、地場業者に比べ割高となり、地場業者が有利となる。

イ 設計変更について

設計変更については、ケースバイケースで認めてもらえる。

ただし、認められた場合においても、変更手続中(待機期間)の機械損料までは認めてもらえない。

このため、赤字になる工事もある。

ウ 入札参加業者について

入札参加業者については、入札当日しかわからないが(公募型指名競争入札)、営業活動の中で情報交換を行っており、ある程度わかる。

エ 他の業者への働きかけについて

自らが落札できるように他の業者に依頼をするなど、何らかの働きかけを行ったことはなく、会議等の行為はない。

ただし、営業活動の中で、「この工事についてはがんばっている」といった情報交換を行っている。

オ 金額の調整について

他の業者の入札金額を指示した指図札を配布するなど、自らが予定価格に近いところで落札できるような入札金額の調整・指示は、行っていない。

積極的に落札したい工事については、予定価格の公表の前後を問わず、がんばって見積もり、消極的な工事については、公表前は一般管理費を高く設定するなど、高い金額で入札し、公表後は予定価格ぎりぎりに入札する。

消極的な工事についても、入札に参加することは義務と考えている。

また、予定価格の公表後、積算の結果、予定価格を超えるケースもあるが、辞退することは考えていないため、この場合は、予定価格ぎりぎりの金額で入札する。

入札を辞退するとペナルティーを課されるのではないかと危惧がある。

(2) 談合について

ア 設計積算について

積極的に落札したい工事、消極的な工事を問わず、勉強のため設計積算を行う。

予定価格の公表後は自社積算の参考としている。

イ 予定価格の公表後に落札率が低下したことについて

予定価格の公表後、落札率等の統計をとり、がんばる業者（本命業者）が落札率をどのあたりにもってくるのか予想がつく。

ただし、地下埋設工事等の危険負担の高い工事と危険負担が低い工事とでは、この落札率は異なり、危険負担が高い工事は100%に近くなる。

ウ 「地縁」・「得意分野」等「あうんの呼吸」で落札業者が決定していたことについて

入札に参加した工事すべてについて、地縁・得意分野・手持ち工事等の条件から、積極的に落札したいという意志があるわけではない。

逆に、これらの条件と営業のがんばり等により、積極的に落札したいと考えている業者（本命業者）がわかってくる。

また、「地縁」等が重なっている場合について、誰かが調整し、落札業者を決定するといったケースはない。

(3) JVについて

ア JVの形成

JVの相手方はケースバイケースで決まる。

JVは組んだ業者がお互いに出資した別会社のようなもの。

Aランク同士であれば比率は50：50か55：45。

JVを形成すると、地縁や得意分野の幅が広がり、また互いの遊休資材の活用等もでき、お互いの良い面を共に活用できる。

4 23件工事の落札業者を除く入札参加業者（28業者）の説明

本件請求にかかる23件工事の落札業者を除く入札参加業者に対して関係人調査として文書による質問調査を行った。

なお、28業者中1業者からは、入札を辞退した旨の回答があり、もう1業者からは破産宣告を受け、破産終結が決定された旨の回答があった。

回答要旨は次のとおりである。

(1) 入札について

ア 落札の意志について

入札に参加した各工事については落札する意志があった。

イ 入札金額について

入札に参加した各工事について、自社が入札した金額で落札できると思っていた。

(2) 落札業者について

入札に参加した各工事、また、その他の福岡市発注工事においても「地縁」や「得意分野」によってどの業者がどの工事を落札するのか見当はつかなかった。

(3) 入札参加業者について

入札に参加した各工事、また、その他の福岡市発注工事においても、事前に入札参加業者を知ることはできなかった。

(4) 他の業者からの受注依頼について

入札に参加した各工事、また、その他の福岡市発注工事においても、他の業者から、落札したい旨の依頼をされたり、入札金額を調整・指示されたりしたことはなかった。

5 (株)松本組元副社長 曾我部 眞一氏への調査

平成13年5月8日に(株)松本組元副社長 曾我部 眞一氏(退職)へ調査を依頼したが、調査を拒否された。

6 河本建設(株)社長 河本 有満氏への調査

平成13年4月23日に河本建設(株)社長 河本 有満氏に対し、同人の弁護人を通じ、「地縁や得意分野等により、どの工事をどの業者が落札するか見当がついたかどうか、入札前に入札参加業者を知ることができたかどうか、また、他の業者に対し、自社が落札できるように依頼したり、入札金額を指示したりしたことがあるかどうか等」について、文書による質問調査を行い、併せて面会の依頼を行ったが、現在、裁判中であり、コメントは差し控えさせていただきたいとの回答があり、面会はできなかった。

7 監査委員の判断

請求人は、福岡市が被った損害を補填するための措置として、23件工事の各落札業者に対して損害賠償を請求するよう、福岡市長に対し勧告することを求めているが、福岡市長が損害賠償を請求するためには民法第709条の要件を立証しなければならない。すなわち、本市の23件工事の入札において、違法な行為が行われたこと、その違法な行為によって本市に損害が発生したことを具体的に立証する必要がある。

本件監査において、上記のとおり、関係人調査として、23件工事の落札業者及び入札参加業者等から談合行為の有無等について事情聴取を行った。

この結果、23件工事の落札業者(地場Aランク13業者中12業者)間については、「地縁」や「得意分野」等から落札業者が決定するという状況があったことは推認できたが、自らが落札できるように他の業者に依頼すること、予定価格に近いところで落札できるように他の業者の入札金額の調整・指示を行うこと、また、業者間で「地縁」等が重なった場合、誰かが調整することといった談合行為については、すべての業者が強く否定しており、談合行為があったという事実は確認できなかった。

また、落札業者以外の入札参加業者(地場Aランク1業者及び地場外25業者)については、「地縁」や「得意分野」等から落札業者の見当がつかなかったこと、また、他の業者から、落札したい旨の依頼をされたり、入札金額を調整・指示されたりといった

談合行為はなかったとの回答を得ており，談合行為があったという事実は確認できなかった。

したがって，損害賠償請求の前提になる談合行為があったという事実が確認できない以上，民法第709条に基づく損害賠償請求権が発生しているとは言えず，本件請求には理由がない。

入札結果の状況

(単位:千円/税抜き)

入札日	工事件名	発注局	落札業者	予定価格	落札価格	落札率	予定内	参加数	入札回
平成8年7月1日	香椎パークポート地区平成8年度13M水路築造工事(その1)	港湾局	河本建設(株)	348690	347000	99.52%	1	14	
平成9年4月30日	東部(伏谷)埋立場浸出水処理施設土木工事	環境局	河本建設(株)	432415	425000	98.29%	3	14	
平成9年4月30日	西部(中田)埋立場浸出水処理施設土木工事	環境局	(株)古賀組	381195	377000	98.90%	2	11	3
平成9年5月19日	香椎パークポート地区平成9年度臨港道路他2地下埋設物設置工事	港湾局	河本建設(株)	325050	320000	98.45%	1	12	
平成9年7月22日	河川環境整備事業博多川河川改良工事(第2工区)	下水道局	西部建設(株)	306405	303000	98.89%	4	11	
平成9年7月22日	都市基盤河川改修事業御笠川改修工事(第3工区)	下水道局	三軌建設(株)	304132	302000	99.30%	2	10	
平成9年7月22日	福岡大学関連代替地(五ヶ村池)造成工事	土地開発公社	飯田建設(株)	371768	368000	98.99%	2	14	
平成9年8月25日	川端地下駐車場車路築造工事その2	土木局	(株)松本組・(株)森山組	835416	830000	99.35%	2	8	
平成10年1月7日	東浜第2ポンプ場築造工事	下水道局	西光建設(株)・(株)澄男工	729144	722000	99.02%	2	7	
平成10年7月31日	都市基盤河川改修事業那珂川改修工事(第1工区)	下水道局	(株)才田組	293736	292000	99.41%	1	19	
平成10年10月27日	都市計画道路草香江唐人町線道路改良工事(その1)	土木局	三軌建設(株)	371345	369000	99.37%	1	19	
平成10年12月1日	飯倉(原1・2丁目)地区下水道築造工事	下水道局	(株)松本組	491016	488500	99.49%	4	25	
平成11年3月23日	都市計画道路博多姪浜線西中島橋改良工事(下部工・P1)	中央区	松山建設(株)	399813	395000	98.80%	12	12	
平成11年4月19日	東浜第2ポンプ場放流渠築造工事	下水道局	(株)柿原組	346000	339000	97.98%	11	11	
平成11年6月25日	都市計画道路草香江唐人町線道路改良工事(その2)	土木局	(株)森山組	398400	390000	97.89%	12	12	
平成11年7月28日	東浜第1ポンプ場築造工事	下水道局	飯田建設(株)・三軌建設(株)	755000	745000	98.68%	7	7	
平成11年8月31日	都市計画道路博多姪浜線西中島橋改良工事(下部工・車道部橋台)	中央区	西部建設(株)	365965	358000	97.82%	12	12	
平成11年8月31日	西部(中田)埋立場第2期区画整備工事	環境局	(株)古賀組・(株)澄男工	1067000	1045000	97.94%	3	3	
平成12年3月22日	室見ポンプ場築造工事	下水道局	(株)才田組	538000	523000	97.21%	13	13	
平成12年3月22日	東部水処理センター再生処理施設築造工事	下水道局	西光建設(株)	288000	281000	97.57%	13	13	
平成12年6月28日	筥松第4ポンプ場放流渠築造工事	下水道局	河本建設(株)	362000	354000	97.79%	12	12	
平成12年8月10日	都市計画道路草香江唐人町線道路改良工事(その4)	土木局	三軌建設(株)	299189	294000	98.27%	11	11	
平成12年8月10日	都市計画道路住吉春吉線灘の川橋梁改築工事	土木局	(株)松本組	306427	300000	97.90%	11	11	

注1: 「予定価格」については平成11年1月1日から事前公表が試行されていた。

なお、本格実施は平成12年4月1日以降。

注2: 表中「予定内」とは予定価格内で入札した業者数である。

注3: 表中「参加数」とは入札に参加した業者数である。

注4: 表中「入札回」とは入札が行われた回数である。